業務実施契約 (現地滞在型) 約款 (事業実施・支援業務)

(総則)

- 第1条 受注者は、発注者と受注者で締結する業務実施契約書(以下「契約書本体」という。)及び本約款に定めるところに従い、附属書I「業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)に定義する業務(以下「本業務」という。)を契約書本体に規定する履行期間(以下「履行期間」という。)内に実施及び完了することを約し、発注者は、受注者に対しその対価を支払うものとする。
 - 2 発注者は、本業務を実施させるために、受注者又は第6条で定める受注者の業 務管理者に対して、本業務に関する指示を行うことができる。
 - 3 受注者は、本契約(契約書本体で定義する本契約を意味する。以下、同じ。)に 特別の定めがある場合を除き、本業務を実施するために必要な方法、手段、手順 については、受注者の責任において定めるものとする。
 - 4 本契約の履行及び本業務の実施(安全対策を含む。)に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第5条で定める監督職員を経由して提出するものとする。この場合、かかる書類は、監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による 発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託又は下請負の禁止)

- 第3条 受注者は、本業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。 ただし、印刷・製本、資料整理、翻訳・通訳、会場借上等の本業務に付随する軽 微な業務を再委託するとき、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ 書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
 - 2 受注者が、前項ただし書の規定により本業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。
 - (1) 受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人(以下「受託者等」という。)の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。
 - (2)発注者は、受注者に対して、受託者等の名称その他必要な事項の通知を求めることができる。
 - (3) 第 19 条第 1 項第 9 号イからチまでのいずれかに該当する者を受託者等としてはならない。

(知的財産権等の使用)

第4条 受注者は、特許権、著作権その他の知的財産権等の第三者の権利の対象となっている調査方法、資機材等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を 負うとともに、その使用に要する費用を負担しなければならない。

(監督職員)

- 第5条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、監督職員を定める。
 - 2 前項に定める監督職員は、本契約の履行及び本業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。
 - (1) 第1条第4項に定める書類の受領
 - (2) 本契約及びその他関係書類(以下「契約書等」という。)に基づく、受注者 又は第6条で定める受注者の業務管理者に対する指示、承諾、協議及び確認
 - (3) 契約書等に基づく、業務工程の監理及び立会
 - (4)業務仕様書に規定されている業務内容の軽微な変更(あらかじめ発注者から 権限を与えた範囲に限る。)の承諾及び確認
 - (5) 附属書Ⅱ「契約金額内訳書」(以下「契約金額内訳書」という。) に係る承諾及び確認
 - 3 発注者は、監督職員に対し、本契約に基づく発注者の権限の一部であって、前項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を、書面により受注者に通知しなければならない。
 - 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示、承諾、協議及び確認は、原則としてこれを書面に記録するものとする。
 - 5 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本業務の実施状況の報告を求めることができる。

(業務管理者・業務従事者)

- 第6条 受注者は、本契約の履行に関し、業務管理者を定め、その氏名その他必要な 事項を発注者に通知しなければならない。業務管理者を変更したときも同様とす る。
 - 2 受注者は、前項に定める業務管理者については、業務仕様書に定める業務従事者(以下「業務従事者」という。)と同一の者とすることができる。
 - 3 業務管理者は、本業務の実施についての総括管理をつかさどるほか、本契約に 基づく受注者の権限(ただし、本契約に係る契約金額(以下「契約金額」という。) の変更、作業項目の追加等本業務の内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額 の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るも のを除く。)を有するものとする。
 - 4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務管理者に委任せず自ら行使しようとするときは、当該委任しない権限の内容をあらかじめ書面により発注者に通知しなければならない。

(本業務の内容の変更)

- 第7条 発注者及び受注者は、必要があると認めるときは、契約相手方に対して書面 による通知により本業務の内容その他業務仕様書の変更を求めることができる。
 - 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により 本業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
 - 3 第1項により本業務の内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は発注者若しくは受注者が損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償

額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。

4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

(一般的損害)

第8条 本業務の実施において生じた損害(本契約で別に定める場合を除く。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第9条 本業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して 賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき 事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者 の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったと きは、この限りでない。
 - 3 前二項の場合において、その他本業務の実施に関し、第三者との間に紛争を生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(安全対策措置等)

- 第 10 条 受注者は、契約書本体に定める業務実施地(以下「業務実施地」という。) 及びその周辺における治安、災害等に関する情報(以下「安全対策情報」という。) を継続的に収集し、受注者自身又は業務従事者(業務従事者に帯同家族がある場合にはその帯同家族を含む。以下本条において同じ。)及び第 3 条に定める受託 者等(以下「業務従事者等」という。)の安全対策を検討して、その安全の確保に ついて責任を負う。受注者は、治安状況の変化その他重要と認められる安全対策 情報を得た場合は、監督職員に対し直ちに口頭及び書面で報告しなければならない。
 - 2 受注者は、受注者自身又は業務従事者等が業務実施地に到着した後、直ちに業務実施地を管轄する在外公館、発注者の在外事務所(支所を含む。在外事務所が設置されていない場合は、現地安全対策連絡員等発注者が指定する者又は機関)、相手国政府関係当局等と通常時における連絡体制及び緊急連絡網を作成し、監督職員が別に指示するその他の事項とともに、監督職員に対し書面で報告しなければならない。発注者及び受注者は、業務従事者等に対し、当該連絡体制及び緊急連絡網の周知徹底を図るものとする。
 - 3 受注者は、受注者自身又は業務従事者等の生命、身体及び財産の安全を確保するために危険地域からの退避その他必要な措置(以下「安全対策措置」という。)を実施する場合は、監督職員との協議を経て安全対策措置を実施するものとする。ただし、受注者は、非常の場合又は危険切迫の場合等、安全対策措置の速やかな実施について緊急の必要があり、監督職員と協議を行う時間がないときは、協議を経ないで、安全対策措置を実施する。
 - 4 受注者は、前項ただし書の規定により協議を経ることなく安全対策措置を実施

した場合は、事後速やかに監督職員に当該事情を口頭及び書面で報告しなければならない。

- 5 発注者及び受注者は、受注者自身又は業務従事者等の生命、身体及び財産等の 安全優先を旨として、日本の在外公館(以下「在外公館」という。)、相手国政府 等と緊密に連携しつつ、協力して業務従事者等の安全確保に努めるものとする。
- 6 発注者は、受注者の本業務の実施上重要と認められる安全対策情報を入手した 場合は、受注者に対し速やかに同情報を提供するものとする。
- 7 発注者は、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合は、受注者と共同で又は受注者に代わって、監督職員を通じ、業務管理者及び業務従事者等に対し安全対策措置のための指示を行うことができる。
- 8 第3項及び前項の規定による安全対策措置の実施により、本業務の実施が遅延 し又は妨げられる場合の取扱い、損害及び増加費用が発生した場合の取扱い、そ の他安全対策措置の実施に関する取扱いについては、次条の規定を準用する。
- 9 受注者は、業務の実施に当たり、労働災害等(労働安全衛生法(昭和47年法律 第57号)第2条第1号に規定する労働災害及びそれと同等の労働災害をいう。) が発生しないよう業務従事者等に安全教育の徹底を図り、労働安全の確保に努め、 相手国の労働安全衛生等に関する関係法令に基づく措置を講じておくものとす る。

(天災その他の不可抗力の扱い)

- 第11条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、 騒擾、クーデター、テロ、侵略、外敵の行動、暴動、ストライキ、業務実施地の 政府機関による決定その他自然的又は人為的な事象であって、社会通念に照らし て発注者及び受注者いずれの責に帰すべからざるやむを得ない事由(以下「天災 その他の不可抗力」という。)により、発注者及び受注者いずれかによる履行が遅 延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面 により本契約の相手方に通知しなければならない。また、発注者及び受注者は、 通知後速やかに書面にて天災その他の不可抗力発生の事実を確認し、その後の必 要な措置について協議し定める。
 - 2 天災その他の不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務 の不履行又は契約違反とはみなさない。
 - 3 天災その他の不可抗力の状況が発生した場合でも、受注者は合理的に実行可能 なかぎり、本契約に定める義務の履行を続ける努力をするものとする。
 - 4 天災その他の不可抗力により受注者が履行期間に本業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者及び受注者が協議して書面により定める。
 - 5 天災その他の不可抗力に起因して、受注者に追加的経費が発生した場合は、受 注者の請求を発注者が調査のうえ、発注者が負担すべき額は、発注者及び受注者 が協議して書面により定める。
 - 6 第 1 項により、発注者が天災その他の不可抗力が発生したと確認した日から、 そのために本業務が実施できない日が 60 日以上継続した場合は、受注者は、少 なくとも 30 日前に書面により発注者に予告通知のうえ、本契約を解除すること ができる。

- 7 前項により解除がなされた場合は、第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。
- 8 第6項の規定は、本契約の他の条項の規定により発注者又は受注者が本契約を 解除することを妨げるものではない。

(前金払)

- 第 12 条 受注者は、発注者に対して、契約金額のうち附属書Ⅱ「契約金額内訳書」 に定める旅費及び住居費に限り前金払の支払いを請求することができる。
 - 2 前項の前金払の範囲は、旅費(航空賃)の金額の50%、旅費(その他)及び住 居費の3か月分とし、受注者は業務実施国へ渡航する前までに発注者に請求する。
 - 3 受注者は、前二項により前金払を請求しようとするときは、前金払の額について、履行期間を保証期間として、次の各号のいずれかに該当する保証の措置を講じ、保証書その他当該措置を講じたことを証する資料を発注者に寄託しなければならない。
 - (1)公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証
 - (2)銀行又は発注者の指定する金融機関等の保証
 - 4 発注者は、前三項の規定による前金払の請求があったときは、審査のうえ、請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。
 - 5 本業務の内容の変更その他の理由により履行期間を延長した場合は、受注者は、 直ちに、第3項に基づく保証の措置に係る保証契約を変更し、変更後の保証書を 発注者に寄託しなければならない。なお、受注者は、本業務の進捗が契約金額に 占める前金払及び部分払の割合を超えると判断される場合は、寄託した保証書の 返却を請求できるものとする。
 - 6 受注者は、第 3 項及び第 5 項の規定による保証書の寄託に代えて、電子情報 処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該 保証契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合 において、受注者は、当該保証書を寄託したものとみなす。

(部分確定払)

- 第 13 条 受注者は、本業務の完了前に、当該部分払の対象とする本業務の一部(以下「部分業務」という。)が完了したときは、発注者及び受注者において別途定める部分確定払額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することとする。
 - 2 部分払は、初回部分払については業務開始から3か月の部分業務完了に対して 行う。第2回以降の部分払については、業務開始から3か月後を起点に3か月を 単位としてこれを行う。ただし、契約終了月が含まれる3か月未満の期間に該当 するものは、当該分を部分払として設定しないものとする。
 - 3 受注者は、前項に定める部分払を請求するときは、あらかじめ発注者に対して、 3 か月毎に部分業務に係る報告書及び 6 か月毎に業務進捗報告書 (これら報告書 は報告内容が異なるため、提出が同時期となっても両方を提出する。)を発注者 が指定する期限までに提出のうえ、当該部分業務の確認検査を求めなければなら ない。
 - 4 発注者は、前項の報告書を受領したときは、その翌日から起算して 10 営業日

以内に当該部分業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、本条に定める検査の実施に関して必要があると判断するときは、確認検査が終了するまでの間、受注者に対して、受注者が本業務実施過程において収集、作成した資料等の提示を求めることができ、受注者は、発注者に対し、速やかに当該資料等を提示するとともに、確認検査が終了するまでの発注者が必要と認める期間、発注者にこれを使用させるものとする。発注者は、当該資料等の使用が終了した後、当該資料等を速やかに受注者に返却する。
- 6 第4項の確認検査の結果、当該部分業務について、業務仕様書との不一致その他本契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、発注者は、受注者に対して当該契約不適合の修正を請求することができ、受注者は、遅滞なく当該契約不適合を修正し、発注者に再度当該報告書を提出して再検査を受けなければならない。この場合における再検査については、前三項の規定を準用する。
- 7 受注者は、本条に定める検査合格の通知を受けたときは、書面により部分払を 請求し、発注者は、請求書を受領した日から起算して 30 日以内かつ下請代金支 払遅延等防止法(昭和 31 年法律第 120 号)の適用がある場合にあっては各部分 払に対応する3か月の期間の末日までに部分払金を支払わなければならない。
- 8 前項に定める部分払金の額は、次の式により算定した金額を上限とする。この場合における部分確定額は、受注者が第3項により提出する報告書に基づき、発注者が定め、受注者に通知することとする。

第1項の部分確定額 : (報酬+住居費+教育費) × 3カ月分

(最終検査)

- 第 14 条 受注者は、履行期間の末日までに、本業務を完了し、発注者に対して業務 完了届を提出しなければならない。
 - 2 発注者は、前項の業務完了届を受領したときは、業務仕様書に基づき提出されている報告書等を参考に、その翌日から起算して 10 営業日以内に本業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の確認検査の実施に関して必要があると判断するときは、確認 検査が終了するまでの間、受注者に対して、受注者が本業務実施過程において収 集、作成した資料等の提示を求めることができ、受注者は、発注者に対し、速や かに当該資料等を提示するとともに、確認検査が終了するまでの発注者が必要と 認める期間、発注者にこれを使用させるものとする。発注者は、当該資料等の使 用が終了した後、当該資料等を速やかに受注者に返却する。
 - 4 第 2 項の確認検査において、本業務について、契約不適合を発見したときは、 発注者は、受注者に対して当該契約不適合の修正を請求することができ、受注者 は、遅滞なく当該契約不適合を修正し、発注者に再度完了の届を提出して再検査 を受けなければならない。この場合における再検査については、前二項の規定を 準用する。

(経費の確定)

第 15 条 受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を 行うに当たっては、履行期間の末日から起算して 30 日以内に必要な証拠書類一 式を発注者に提出しなければならない。なお、履行期間の末日が2月1日から3月31日までとなる場合は、履行期間の末日までに提出するものとする。また、証拠書類については発注者が別に定める基準に従い、その全部又は一部の提出を省略することができる。

- 2 前項に従って証拠書類の提出の省略が認められた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、当該証拠書類の提示等を求めることができ、受注者は、合理的に可能なかぎり、その求めに応じるものとする。
- 3 発注者は、第1項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、精算報告書により報告 された精算金額と契約金額とのいずれか低い額を発注者が支払うべき額(以下 「確定金額」という。)を確定し、受注者に通知する。
- 4 前項の規定にかかわらず、以下の各号の場合は、発注者は、各号に定める金額 の範囲において契約金額を超える確定金額を決定することができる。
 - (1) 航空賃の増額が生じた場合は、当該航空賃の増額分の補てんに必要な範囲
 - (2)住居費及び教育費(外貨建ての場合)の為替差損の増額が生じた場合は、増額分の補てんに必要な範囲

(最終支払)

- 第16条 受注者は、第14条第2項に定める検査の結果について合格通知を受け、かつ前条第3項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。
 - 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に支払を行わなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受けた後、その内容 の全部又は一部に誤りがあると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を 受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正 された請求書を発注者が受領した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日 数に算入しないものとする。

(育児介護等に対する配慮)

- 第 17 条 受注者は、発注者に対し、業務従事者の妊娠、出産若しくは育児又は介護 (以下「育児介護等」という。)を理由として本業務の実施に対する配慮を申し出 ることができ、発注者は、受注者からかかる申出を受けたときは、業務従事者の 育児介護等の状況に応じた合理的な配慮をするものとする。配慮の具体的な内容 は、業務実施契約(現地滞在型)における経理処理・契約管理ガイドラインに規 定するところによる。
 - 2 受注者は、育児介護等以外の真にやむを得ない事情を事由として本業務の実施に支障があるときは、発注者に対し、本業務の実施に対する配慮を申し出ることができ、発注者は、受注者からのかかる申出が真にやむを得ないと認める場合は、 受注者の状況に応じた必要な配慮を検討する。

(履行遅滞の場合における損害の賠償)

第 18 条 受注者の責に帰すべき事由により、履行期間内に本業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあると

きは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、 本業務の実施と完了を求めることができる。

- 2 前項の損害賠償の額は、契約金額から第 13 条に定める完了した部分業務に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)に規定する利率(以下「本利率」という。)で算出した額とする。
- 3 発注者の責に帰すべき事由により、発注者が本契約に基づき支払義務を負う金員の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領の金員につき、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

- 第 19 条 発注者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - (1)受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと 認められるとき。
 - (2) 受注者に本契約の内容に関し重大な違反があったとき。
 - (3) 受注者が第 11 条第 6 項又は第 21 条第 1 項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出たとき。
 - (4) 第22条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
 - (5)業務従事者に前号以外の不正な行為若しくは反社会的行為があったとき、又は発注者若しくは本業務の関係者の名誉ないし信用を傷つける行為があったとき。
 - (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
 - (7)業務従事者が逮捕・勾留若しくは起訴され本業務が遂行できない場合、又は 拘禁刑以上の刑又は国外退去に処せられた場合
 - (8)業務従事者の能力又は適性の欠如若しくは心身の故障のため本業務の遂行に 堪えられないと発注者が認めたとき。
 - (9) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。
 - イ 受注者の役員(以下「役員等」という。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところによるものとし、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。)であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 二 受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目 的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどし

ているとき。

- ホ 受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は 便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協 力し、若しくは関与しているとき。
- へ 受注者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不 当に利用するなどしているとき。
- ト 受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を 有しているとき。
- チ 受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- リ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相 手方がイからチまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約 を締結したと認められるとき。
- ヌ 受注者が、イからチまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、 受注者がこれに従わなかったとき。
- (10) 業務従事者が発注者との間の信頼関係を破壊する行為に及んだ場合
- (11) 日本国政府と本契約の業務実施地の政府との合意により、受注者の本業 務が中止又は期間が短縮された場合
- (12)本契約の業務実施地の政府の事情により、業務従事者の業務実施地への受入、派遣が困難となった場合
- 2 発注者は、前項の規定により本契約を解除した場合は、本業務のうち履行済の 部分について受注者に報告書等の提出を求めることができる。発注者は、受注者 から提出された報告書等について第 14 条第 2 項に準じる検査を行い、同検査に 合格したものについては、本業務の履行割合に応じた契約金額を算定して受注者 に支払う。
- 3 前項の場合において、第12条の規定による前金払の支払又は第13条の規定による部分確定払の支払があったときは、前項の契約金額の支払いに際し精算する。 既払金の額が前項の契約金額を上回るときは、受注者は、発注者が指定する日までにその差額を返還しなければならない。
- 4 第1項の規定により本契約が解除された場合(第1項第4号、第11号及び第12号の場合を除く。)は、発注者は、受注者に対し、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として請求することができる。発注者から請求があったときは、受注者は、当該違約金を発注者の指定する期間内に納付しなければならない。
- 5 前項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるとき は、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することがで きる。

(発注者のその他の解除権)

- 第 20 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なく とも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することがで きる。
 - 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項及び第3項の規定を準

用する。

3 第1項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、契約金額を上限とする。

(受注者の解除権)

- 第 21 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
 - 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、第 19 条第 2 項、第 3 項及び前条 第 3 項の規定を準用する。

(重大な不正行為に係る違約金)

- 第 22 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行 使及び受注者の本業務完了の有無にかかわらず、受注者は、各号のいずれかに該 当するごとに、契約金額の 10 分の 2 に相当する金額を違約金として、発注者の 指定する期間内に発注者に納付しなければならない。
 - (1)次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法 (明治40年法律第45号)第198条(贈賄)又は不正競争防止法(平成5年法 律第47号)第18条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に違 反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法 令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による 最終処分がなされたときも同様とする。
 - イ 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的
 - ロ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。)
 - (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務の実施に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年4月14日法律第54号)(以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (3)公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の 業務の実施に関して独占禁止法第7条の4第7項の規定による課徴金の納付を 命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又は受注者の意を受けた関係者(受注者の役員又は使用人を含む。) が、本契約の業務の実施に関し、刑法第96条の6(公契約関係競売等妨害)、 独占禁止法第89条第1項又は同法第90条1号及び2号に違反する行為を行い 刑が確定したとき。
 - (5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な

申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。

- (6) 第 15 条に定める精算報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、 同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減 額後の金額は契約金額の10分の2を下ることはない。
- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第19条第4項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
- 5 前各項の規定は、本契約の業務の実施が完了した後も引き続き効力を有する。

(賠償金等)

- 第 23 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息を付した額と、発注者の支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を請求することができる。
 - 2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、前項に基づく発注者が 指定した期間を経過した日から遅延日数に応じ、本利率で算出した額の延滞金の 支払いを受注者に請求する。

(調査・措置)

- 第24条 受注者が、第19条第1項各号(第11号及び第12号を除く。)又は第22条 第1項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示 し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なく これを拒否してはならない。
 - 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が調査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができる。受注者は、正当な理由なくこれを拒否してはならない。
 - 3 発注者は、必要があると認められるときは、本業務の実施に要した経費の支出 状況等について、本契約期間中の検査を行うことができる。
 - 4 発注者は、第 19 条第 1 項各号(第 11 号及び第 12 号を除く。) 又は第 22 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができる。
 - 5 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表する ことができる。

(報告書等の取扱い)

第25条 報告書等の著作権(著作権法第27条、第28条所定の権利を含む。)は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、第14条第2項に定める検査の合格を通知した時に受注者から発

注者に譲渡されたものとし、著作権が受注者から発注者に譲渡された部分の利用 又は改変については、受注者は、発注者に対して著作者人格権を行使しないもの とする。また、報告書等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物につい ては、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に 与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、 責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。

- 2 前項にかかわらず、受注者は、報告書等の著作権譲渡後も、当該報告書等が一般公開されており、かつ業務仕様書にて別段の定めのない限り、当該報告書等の 著作権が発注者に帰属する旨を明記した上で、次の各号に掲げる用途にて、次条 で規定する秘密情報を除く報告書等を利用することができる。
- (1) 学会誌への投稿や学会等での発表
- (2) 広報、講演、セミナー、研修、勉強会等
- (3)技術、品質向上を目的とする、受注者の内部に限定した使用
- 3 受注者は、本業務において、発明、考案又は新品種育成等を行った場合において、履行期間中又は履行期間終了後に、特許、実用新案又は品種登録その他の知的財産権の登録又は設定に係る出願を行おうとするときは、予め発注者と協議し、出願の可否及び出願の内容並びに出願者につき発注者と合意を得るものとする。
- 4 前三項の規定は、第 11 条第 6 項、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項又は第 21 条 第 1 項の規定により本契約を解除した場合についても、これを準用する。

(秘密の保持)

- 第 26 条 受注者(第 3 条に基づき受注者が選任する受託者等を含む。以下本条において同じ。)は、本業務を実施する上で、発注者その他本業務の関係者から、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。
 - (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
 - (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
 - (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
 - (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの
 - (6)法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
 - (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの
 - 2 受注者は、秘密情報について、本業務の実施に必要な範囲を超えて使用、提供 又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
 - 3 受注者は、業務従事者等が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規程の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
 - 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違 反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措

置を講じるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 6 前各項の規定は、本契約の業務の実施が完了した後も引き続き効力を有する。

(秘密情報の返却及び廃棄)

第 27 条 受注者は、本業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に連絡しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。

(個人情報保護)

- 第28条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報(「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第60条第1項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。)を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。
 - (1) 当該取扱いに係る個人情報に関する秘密を保持し、利用目的以外に利用しないこと。
 - (2) 本契約締結後速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出し、本業務の開始に先立って発注者の確認を得ること。
 - イ 当該取扱いに係る個人情報の複製等の制限に関する事項
 - ロ 当該取扱いに係る個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関 する事項
 - ハ 契約終了時における当該取扱いに係る個人情報の消去及び媒体の返却に 関する事項
 - 二 本業務における責任者及び業務従事者等の管理体制及び実施体制に関する事項
 - ホ 前号及び次号の遵守状況についての定期的報告に関する事項
 - へ イからホまでに定めるもののほか、当該取扱いに係る個人情報の漏えい、 滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために発注者が必要 と判断した措置に関する事項
 - (3) 前号の書面に記載された事項を遵守すること。
 - 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者における個人情報の管理体制、 実施体制及び個人情報の管理の状況について、検査により確認する。この検査は、 原則として、実地検査の方法で行う。
 - 3 業務内容の一部を再委託する場合においては、受注者は、再委託先に対し、第 1 項各号の義務を履行させる。この場合において、発注者は、再委託する業務に 係る保有個人情報の秘匿性等に応じて、受注者を通じて、又は発注者自らが前項 の検査を実施する。
 - 4 前項の規定は、再委託先が委託先の子会社である場合又は再委託先が再々委託

を行う場合も同様とする。

- 5 受注者は、保有個人情報の漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、保有個人情報の秘匿性等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。
- 6 第1項第1号及び第2項ないし第4項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(情報セキュリティ)

- 第 29 条 受注者は、本契約において発注者が提供する情報(以下「情報」という。) を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。
 - (1) 当該情報提供の目的以外に情報を利用しない等、提供された情報を適正に 取り扱うこと。
 - (2) 本契約締結後速やかに、次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出し、 本件業務の開始に先立って発注者の確認を得ること。当該書面に記載した 事項に変更があった場合には、速やかに発注者に書面で報告し、発注者の 確認を得ること。
 - イ 情報の適正な取扱いを目的とした情報セキュリティ対策の実施内容
 - ロ 情報セキュリティ対策を実施・管理するための管理体制
 - ハ 本業務に係る業務従事者及び作業場所
 - ニ 情報セキュリティインシデントが発生した場合の具体的な対処方法
 - ホ 情報セキュリティ対策に係る履行状況の発注者への報告方法及び頻度
 - へ 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合の対処方法
 - ト イからへまでに定めるもののほか、情報の適切な取扱いのために必要と 発注者が判断した事項
 - (3) 情報の受領方法や委託業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱手順について発注者と合意すること。
 - (4) 第2号の書面及び前号の取扱手順に基づき情報を取り扱うこと。
 - 2 発注者は、受注者が取り扱う情報の格付等を勘案のうえ、必要があると認めるときは、受注者の事務所等における情報セキュリティ監査を実施する。この場合において、受注者による情報の取扱いが前項第 4 号に違反する場合には、発注者は、受注者に対し、改善を指示することができる。
 - 3 業務内容の一部を再委託する場合は、受注者は、再委託先に対し、第1項各号に定める義務を履行させ、かつ第2項に定める情報セキュリティ監査の措置を実施する。この場合において、受注者は、発注者に対し、第3条に定められている事項に加え、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を提供し、発注者の確認を得る。

(中立性、公正性の保持等)

- 第 30 条 受注者は、本業務が、日本国の政府開発援助の一環として行われるものであることを認識のうえ、誠意と自覚をもってその履行に専念するとともに、当該業務に関して生じる請負業者、製造業者及び供給業者との関係において、中立性を保持しなければならない。
 - 2 受注者は、本契約に基づき発注者から支払を受ける場合を除き、いかなる者か

- らも本業務の実施に関し、又はその結果として、一切の金品を受領してはならない。
- 3 受注者は、本契約の業務実施地で適用される法規等を遵守しなければならない。
- 4 受注者は、前各項に規定するもののほか、発注者が別に定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」及び「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」を踏まえて行動しなければならない。

(契約の公表)

- 第31条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。
 - 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
 - (1)発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
 - (2)発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
 - (1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における最終職名)
 - (2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
 - (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
 - 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 14 章に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第 14 章の規定される情報が、発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第32条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第 33 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、 必要に応じて発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果を書面により定める。

(合意管轄)

第 34 条 本契約に関し裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を 問わず(調停事件を含む。)、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属 的管轄裁判所とする。